

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

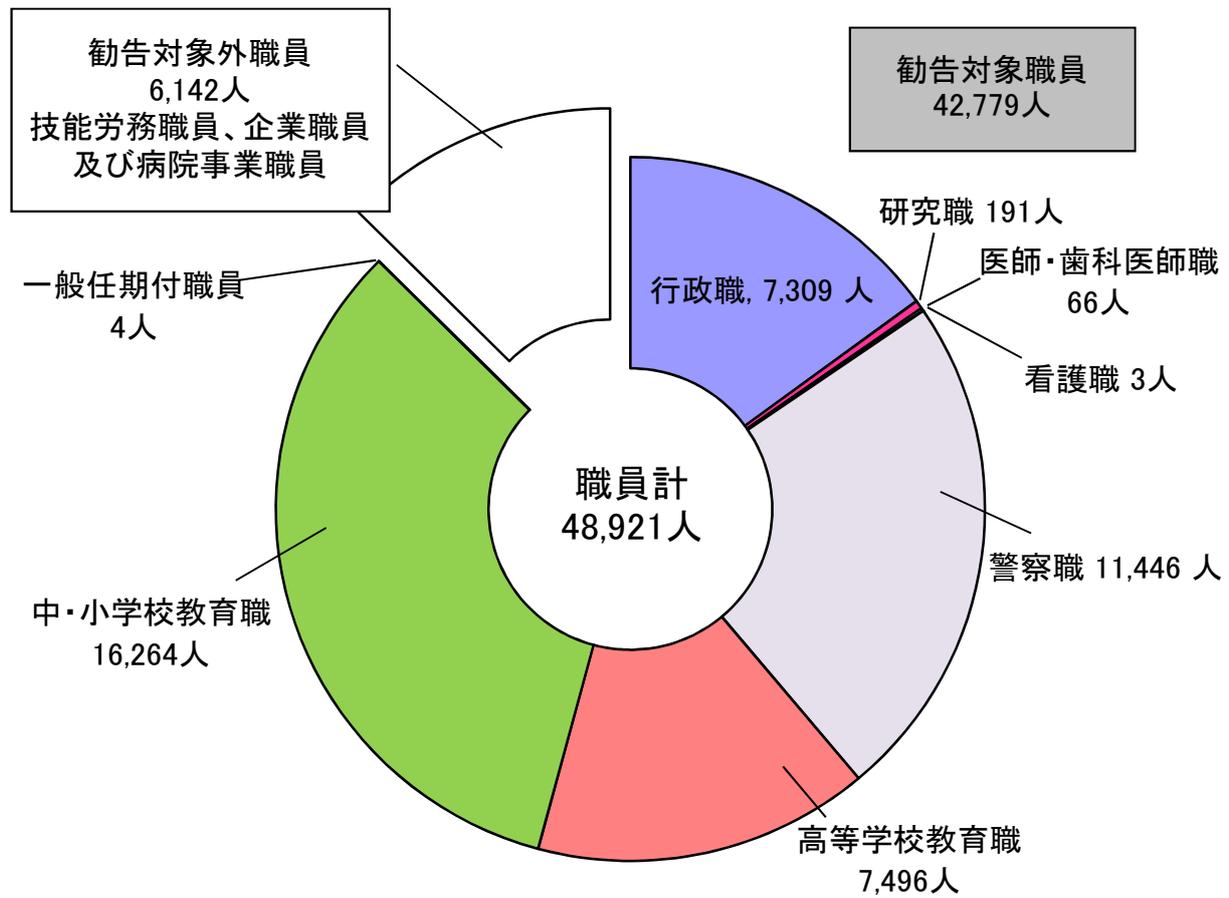
令和2年11月  
兵庫県人事委員会

## 目 次

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差に基づく給与勧告
- 5 本年の給与勧告
- 6 最近の給与勧告の状況

# 1 給与勧告の対象職員

兵庫県には、令和2年4月1日現在、48,921人の職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を除いた42,779人です。

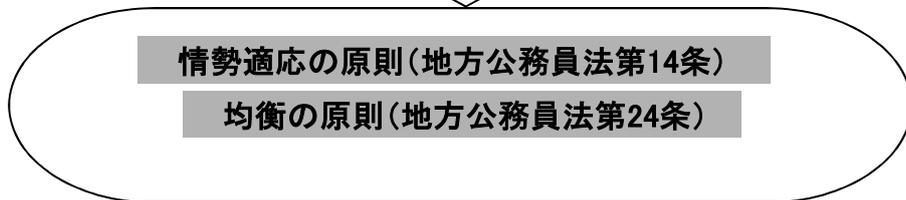
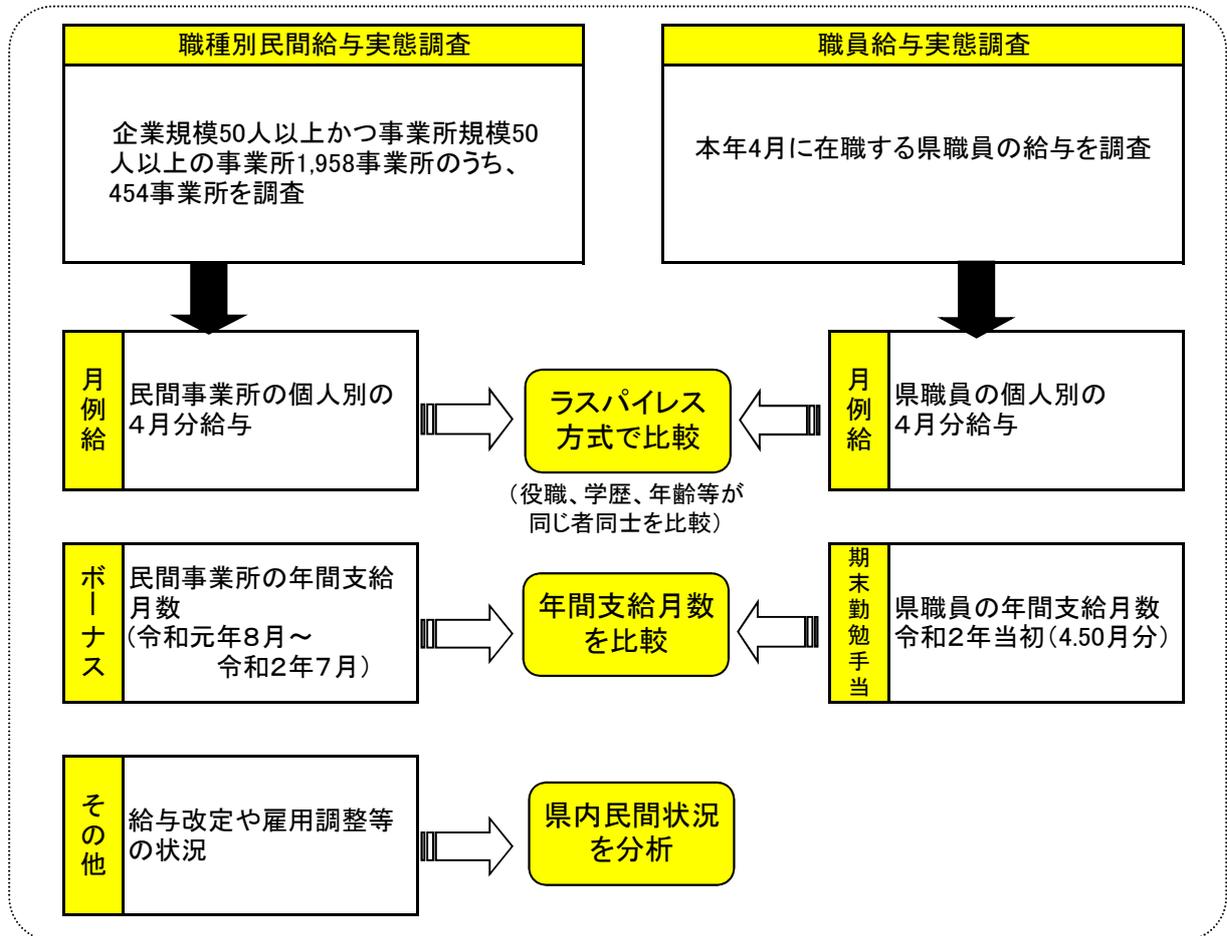


(注)上記のほか、再任用職員が2,494人、育休任期付職員・臨時的任用職員が4,941人、会計年度任用職員が6,308人いる。

## 2 給与勧告の手順

人事委員会では、民間従業員と県職員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給月数に公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



給料表・手当の改定内容等を人事委員会で決定

人事委員会勧告

知事

(勧告の取扱いを決定)

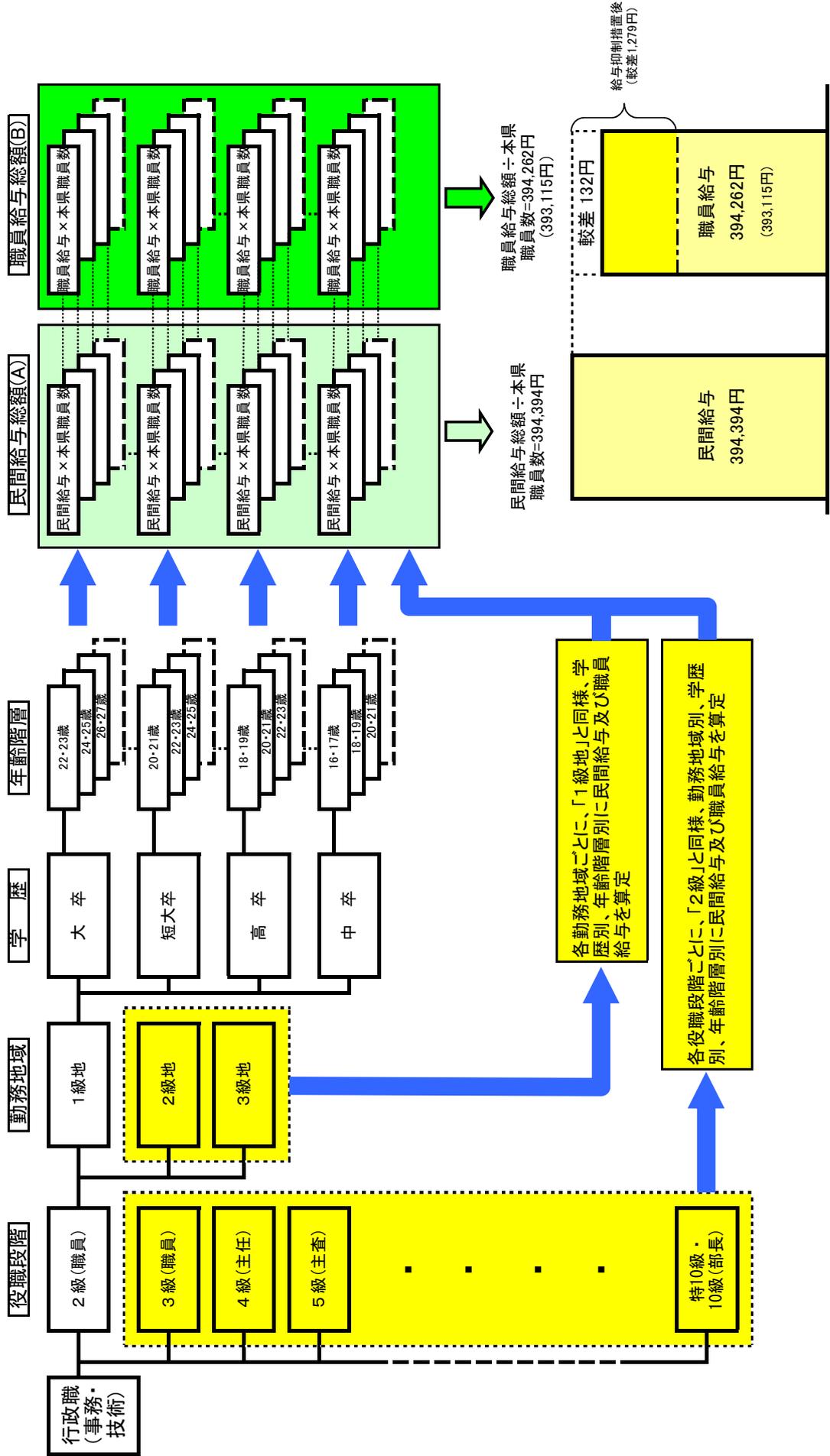
議長

(条例改正)

条例案の提出

### 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の兵庫県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に職員に支払っている支給総額(B)と比べてどの程度の差があるかを算出しています。  
 具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与とのそれぞれに、本県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

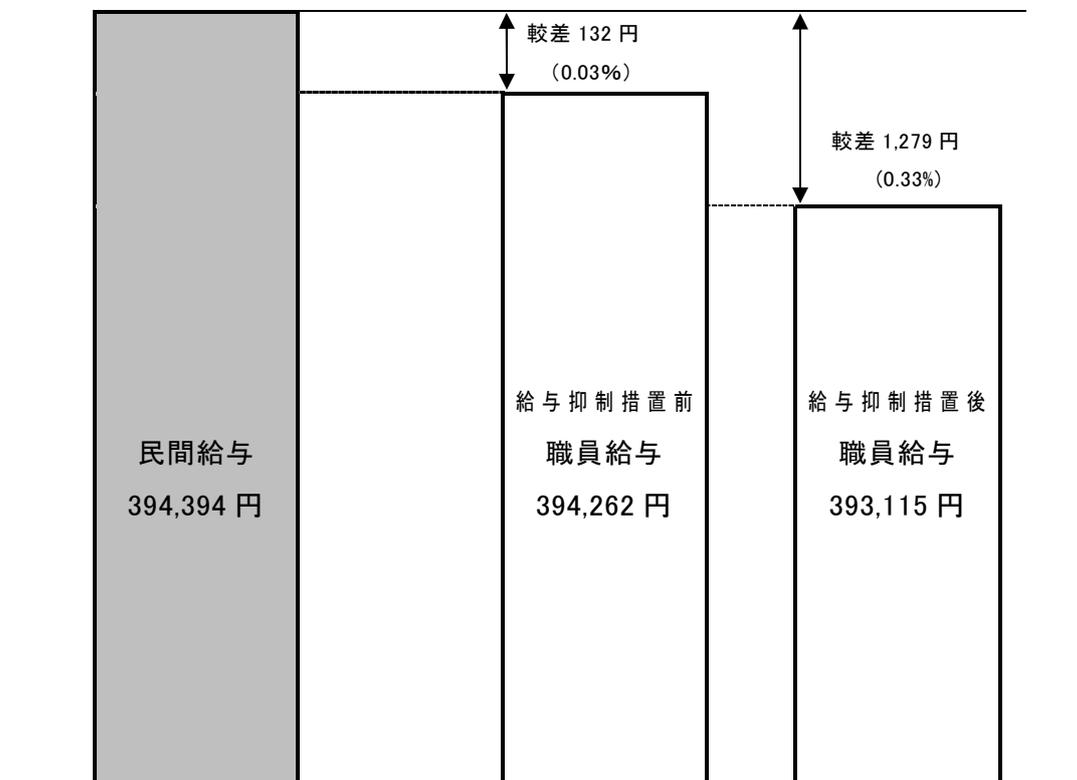


## 4 民間給与との較差に基づく給与勧告

### 《公民較差》

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員給与は民間従業員給与を給与抑制措置前で132円(0.03%)、給与抑制措置後で1,279円(0.33%)下回っています。

民間従業員の給与 (A)	394,394円
県職員の給与 (B)	394,262円 [給与抑制措置後：393,115円]
較 差 (A)-(B)	132円(0.03%) [給与抑制措置後：1,279円(0.33%)]



## 5 本年の給与勧告

### 1 給料表

- ・給与抑制措置前の公民較差〔132円(0.03%)〕が極めて小さいことから、月例給は改定なし
- ・職員の在職実態を踏まえ、勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、行政職6級において4号給増設

### 2 期末・勤勉手当

民間の支給月数(4.44月)と見合うよう引下げ(再任用職員を除く)

- ・現行4.50月分→4.45月分(期末手当:△0.05月)

		6月期	12月期	計
令和2年度	期末手当	1.30月	1.25月 (現行1.30月)	2.55月 (現行2.60月)
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.25月	2.20月 (現行2.25月)	4.45月 (現行4.50月)
令和3年度 以降	期末手当	1.275月 (現行1.30月)	1.275月 (現行1.30月)	2.55月 (現行2.60月)
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.225月 (現行2.25月)	2.225月 (現行2.25月)	4.45月 (現行4.50月)

### 3 改定の実施時期

1は令和3年1月1日

2は勧告を実施するための条例の公布の日(令和3年度以降分は令和3年4月1日)

[参考]職員1人当たりの改定状況(行政職:平均年齢43.0歳、平均経験年数21.2年)

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	388,019円	4.50月	6,428,000円	△20,000円 (△0.31%)
改定後	388,019円	4.45月	6,408,000円	

## 6 最近の給与勧告の状況

近年、月例給・特別給ともに民間賃金の改善を反映して引上げが続いていましたが、新型コロナウイルス感染症による景気の減速を受け、本年は、月例給は平成 25 年以來 7 年ぶりの据置き、特別給は平成 22 年以來 10 年ぶりの引下げとなりました。

	月例給（公民較差）		特別給（ボーナス）	
	率	額	年間支給月数	対前年比増減
平成12年	+ 0.09%	363円	4.75月	△ 0.20月
平成13年	+ 0.04%	据置（179円）	4.70月	△ 0.05月
平成14年	△ 2.01%	△8,684円	4.65月	△ 0.05月
平成15年	△ 1.19%	△5,108円	4.40月	△ 0.25月
平成16年	△ 0.03%	据置（△108円）	4.40月	据置
平成17年	△ 0.38%	△1,619円	4.45月	+ 0.05月
平成18年	△ 0.02%	据置（△ 88円）	4.45月	据置
平成19年	△ 0.03%	据置（△135円）	4.50月	+ 0.05月
平成20年	△ 0.02%	据置（△ 78円）	4.50月	据置
平成21年	△ 0.28%	△1,183円	4.15月	△ 0.35月
平成22年	△ 0.17%	△ 727円	3.95月	△ 0.20月
平成23年	△ 0.29%	△1,199円	3.95月	据置
平成24年	△ 0.12%	△ 486円	3.95月	据置
平成25年	+ 0.01%	据置（ 49円）	3.95月	据置
平成26年	+ 0.29%	1,202円	4.10月	+ 0.15月
平成27年	+ 0.34%	1,405円	4.20月	+ 0.10月
平成28年	+ 0.83%	3,411円	4.30月	+ 0.10月
平成29年	+ 0.73%	2,988円	4.40月	+ 0.10月
平成30年	+ 0.02%	99円	4.45月	+ 0.05月
令和元年	+ 0.09%	359円	4.50月	+ 0.05月
令和2年	+ 0.03%	据置（ 132円）	4.45月	△ 0.05月

※ 公民較差は、勧告の基本とする較差